⑵　（控除）自己収入等				
入場料収入	△　435,625,857			
手数料収入	△　532,025			
財産賃貸収入	△　61,124,365			
受託収入	△　135,257,430			
教育普及事業収入	△　3,133,722			
資料同定等収入	△　4,020,100			
寄附金収益	△　39,050,894			
資産見返寄附金戻入	△　10,036,061			
財務収益	△　145			
その他収入	△　154,690,323			
臨時利益	△　1,995,975	△　845,466,897		
業務費用合計				3,739,869,771
Ⅱ　損益外減価償却相当額				1,467,615,873
Ⅲ　損益外減損損失相当額				1,806,468,237
Ⅳ　損益外利息費用相当額				△　545,221
Ⅴ　損益外除売却差額相当額				△　1,265,958,783
Ⅵ　引当外賞与見積額				△　8,008,006
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額				99,688,353
Ⅷ　機会費用				
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	183,371,574			
政府出資等の機会費用	766,278,492			949,650,066
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額				—
Ⅹ　行政サービス実施コスト				6,788,780,290

注記（重要な会計方針等）

重要な会計方針

１．適用する会計基準

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用している。

２．運営費交付金収益の計上基準

企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

また、人件費（退職手当除く）および上記に掲げる業務以外の業務経費については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

その他、臨時に発生する計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	10年～50年
構築物	３年～42年
工具器具備品	２年～７年

また、リース資産については、リース期間で償却している

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

（ソフトウェア）

法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

（コンテンツ）

法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

なお、リース資産についてはリース期間で償却している。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額している。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上している。

６．引当金等の計上根拠及び計上基準について

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出（ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニール）廃棄物の処理費用）に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（未成受託業務支出金）：個別法による原価法を採用している。

８．収蔵品の評価方法

国からの承継分については、承継時の物品目録上の価額をもって評価しており、新規取得分については、取得時の価額をもって評価している。